

3. QCサークル本部長賞 (事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門) 規定

1. 本規定の制定の経緯と目的

本規定は、1971年に創設された全日本選抜QCサークル大会（小集団改善活動）とは別に、事務・販売・サービスに関する業務に携わるQCサークルの体験事例を発表する場として2008年に設けられた「事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門QCサークル大会（小集団改善活動）」のために制定されたが、2024年から改善事例を前面に出した「事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動）」とするに当たって改定し、その賞に関する運営、審査、施行を明確にすることを目的とする。

2. QCサークル本部長賞（事務・販売・サービス〔含む、医療・福祉〕部門）規定

第1条 主旨

- (1) 本賞は、『QCサークルの基本』の精神に則り、他の範となるべき活動を行うQCサークルに授与されるものである。
- (2) 本賞は、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕に関する業務に携わる企業・組織の多様な改善の事例を広く取り上げて評価し、活動の活性化とレベルアップ、普及につなげることを目的とする。

第2条 賞の名称

- (1) 本規定によるQCサークル本部長賞は、QCサークル本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）とする。
- (2) 本賞には、最優秀賞と優秀賞、ならびに、特別賞を設け、それぞれQCサークル本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）最優秀賞、同優秀賞、同特別賞と呼ぶ。

第3条 表彰の対象

表彰は、QCサークル（小集団）を対象とする。

〔注〕発表サークルは、本部登録が行われていること。

第4条 表彰

- (1) 毎年開催する事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動）において、QCサークル本部長（以下本部長と呼ぶ）が表彰する。
- (2) 表彰は審査結果に基づき、特に他の範となる活動は最優秀賞とし、それ以外は優秀賞とする。最優秀賞は複数授与もありうる。最優秀賞、優秀賞の授与は表彰状ならびに表彰盾によって行う。
- (3) 表彰状および表彰盾には、企業・組織名、QCサークル名および表彰年度を記入する。
- (4) 表彰状は、当該QCサークル1件につき1枚とする。
- (5) 表彰盾は、発表サークルに対し1個授与する。合同サークルや営業所としての活動はその数とす

る。

- (6) 優秀賞の中で、改善に止まらず活動継続・発展のための工夫などに特に秀でた活動、活動の活性化、普及に参考になるなど大きな影響を与えると考えられる活動に特別賞を授与することがある。

第5条 審査

- (1) 審査は、QCサークル本部長賞審査委員会が行う。
- (2) 審査委員会は、QCサークル本部正・副幹事長、本部幹事を審査委員として構成し、QCサークル本部長幹事長が審査委員長を務める。審査委員長、委員の委嘱は、本部長が行う。
- (3) 審査は、応募サークルの中からQCサークル支部が推薦したものを対象とし、別途定める「事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動）本部長賞選考のための審査基準」に基づき、第6条（3）項ならびに第10条（4）項に基づいて提出された書類と発表会によって行う。

第6条 募集と応募

- (1) 本賞は、本部による公募とする。
- (2) 募集は毎年日科技連のホームページ、クオリティ・クラブ、『QCサークル』誌において公示する。他に本部は小冊子（QCサークル本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）応募の手引き）を準備し、各支部必要先（要望により）に配付する。
- (3) 応募者は、事業所長の推薦をもって、必要書類（書式3 QCサークル本部長賞推薦書）により、事業所1件を限度として、QCサークル各支部事務局へ応募する。
[注] 応募に必要な書類は、書式3の他に、各支部において必要な場合は、各支部で決めてもよい。それは、本部に送付する必要はない。
- (4) 応募先はサークルが活動する事業所の所在の支部・地区とし、所在地以外の支部・地区への応募はできない。
- (5) 応募サークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門の体験事例を発表するものとし、製造・技術・品証部門/事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門区分については、別紙の事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門・業務の発表サークルの区分ガイドラインを目安とし、判断に迷う場合は、主催者に相談することとする。

第7条 資格

応募者は、QCサークル本部に登録しているサークル（小集団）とする。

[注] 登録サークルが細分化し、たとえばサブサークルを結成、これが表彰の対象となった場合、元のサークルが登録されていれば、たとえそのサブサークルが登録されていなくても表彰対象とすることができる。

第8条 支部推薦

- (1) QCサークル各支部において応募サークルの中から選考し、支部長が本部に推薦する。
選考方法は、発表会か書類選考にするか各支部にて決定する。
- (2) 推薦にあたっては、次の書類を添付する。
QCサークル本部長賞推薦書（書式3）
- (3) 推薦件数は、各支部地域内の事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門からの本部登録 QCサークル数ならびに年間大会発表件数などを勘案して、前年1月に開催されるQCサークル委員会において審議し、本部長が決める。
- (4) 推薦は、2月末日をもって締め切る。ただし、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門 QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動）の開催日程により、締め切り日は変動することもある。

第9条 受賞サークルの公示

受賞サークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動）、日科技連のホームページ、クオリティ・クラブ、『QCサークル』誌において発表する。

第10条 事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動）の運営

- (1) 各支部から推薦されたQCサークルは、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動）において発表を行い、審査を受ける。
発表者は、推薦されたサークルのリーダーおよびメンバーに限る。
- (2) 1サークルについて発表時間は準備時間を含めて16分（準備1分、発表15分）とする。
- (3) 発表の順序は、QCサークル委員会において抽選により決定する。
- (4) 発表者は、A4判用紙6枚以内で原稿データを作成し、3月31日までに本部へ提出する。
- (5) 発表内容、原稿内容については特に制限を設けていないが、あまり古い時期の活動事例は出さないこと、表現の工夫は必要であるが、全体として過度な脚色・演出にならないようにすること。
なお、支部大会で発表したものから発表内容の趣旨を変更してはならない。
- (6) 発表機材は、原則、パソコン・液晶プロジェクター（各1台）にて行う。画面の枚数は時間内に終了できるよう構成することとし、使用するパソコンは、発表サークルが使い慣れている機材を持ち込むものとする。使用マイクの本数は、2本以内とする。なお、マイクの使用は壇上の発表者のみとし、パソコン操作者の使用は認めない。

改 廃

この規定の改廃は、QCサークル委員会において審議・決定する。

付 則

この規定の改定は、2025年（令和7年）3月1日から施行する。

2007年（平成19年）5月15日制定

2008年（平成20年）3月12日 一部改定

2010年（平成22年）1月14日 一部改定

2012年（平成24年）1月13日 一部改定

2013年（平成25年）3月1日 一部改定

2016年（平成28年）3月1日 一部改定

2018年（平成30年）8月3日 一部改定

2021年（令和3年）3月1日 一部改定

2023年（令和5年）9月1日 改定

2008年（平成20年）6月3日 一部改定

2011年（平成23年）1月14日 一部改定

2012年（平成24年）3月6日 一部改定

2014年（平成26年）1月10日 一部改定

2017年（平成29年）8月4日 一部改定

2020年（令和2年）3月1日 一部改定

2022年（令和4年）3月1日 一部改定

2025年（令和7年）3月1日 一部改定

QCサークル本部長賞推薦書

支部長→本部長

書式3

事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門
QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動）

サークルの所属する企業・組織が記入してください。

記入日 年 月 日

企業・組織・事業所名

代表者名

職位：

所在地 〒

フリガナ
サークル名

フリガナ
リーダー名

本部登録番号

（所属・職位：

構成メンバー 名

（男： 女： ）

平均年齢 歳

担当業務内容

フリガナ
連絡担当者

『QCサークル』誌購読部数

（所属・職位： ） （事務所単位） 部

TEL

E-mail

FAX

当該サークルの特徴（150字以内、案内状のサークル紹介にも利用します）

発表テーマ（案内状に使用します）

以下は、支部で記入してください。

推薦日 年 月 日

上記のQCサークルを 年度QCサークル本部長賞に推薦いたします。

QCサークル

支部

支部長

㊞

支部審査の所見（推薦理由）

事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門・業務の発表サークルの 区分ガイドライン

1. 目 的：

QCサークルが体験事例を発表するにあたり、発表サークルが、事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門に該当するかどうかを判断する目安とする。

2. 判断基準：

〔1〕「表・1 部門の区分」に示す日本標準産業分類（総務省）の大分類において、大分類 A ～C, G ～S に分類される業種に属する事業は、「事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門」として扱う。

〔2〕表・1 の大分類 D：製造業，E：建設業，F：電気・ガス・熱供給・水道業に属する事業においては、発表サークルの業務内容によって、「製造・技術・品証部門」と「事務・販売・サービス部門」に区分する。

従って、大分類 D, E, F に該当する場合は、「表・2 製造業・建設業・電気・ガス・熱供給・水道業における部門の区分ガイド」をもとに、どちらに区分されるかを判断する。

なお、「事務・販売・サービス部門」かどうかは、そのサークルが所属する企業の業種や部門ではなく、従事する業務内容と取り組んだテーマによって判断するものとする。また、表 2 に示した業務は例であるので、判断に迷う場合には、主催者に相談することとする。

改 廃

このガイドラインの改廃は、QCサークル委員会において審議・決定する。

付 則

このガイドラインの改定は、2025年（令和7年）3月1日から施行する。

2007 年（平成19年）5月15日 制定

2010 年（平成22年）3月1日一部改定

2012 年（平成24年）3月6日一部改定

2023 年（令和 5 年）9月1日全面改定

2011 年（平成23年）8月3日一部改定

2013 年（平成25年）3月1日一部改定

2025 年（令和7年）3月1日一部改定

1. 業種による発表部門の区分ガイド

表・1は、日本標準産業分類（総務省）の大分類・中分類を示している。小分類は省略している。
自社の業種を確認のうえで、該当する大分類で自サークルの発表部門を確認する。

大分類 A～C, G～S：事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門として扱う

大分類 D, E, F：発表サークルの業務内容と取り組んだテーマにより、製造・技術・品証部門、あるいは、事務・販売・サービス部門のどちらかの扱いとする

表・1 部門の区分（日本標準産業分類）

[2023年7月時点の総務省告示]

大分類名	中分類	大分類名	中分類
A	農業、林業 01 農業 02 林業	I	卸売・小売業 50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
B	漁業 03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業	J	金融・保険業 62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
C	鉱業 05 鉱業、採石業、砂利採取業	K	不動産業、物品賃貸業 68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
D	建設業 06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業	L	学術・研究、技術・専門サービス業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
E	製造業 09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業	M	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
F	電気・ガス・熱供給・水道業 33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業	N	生活関連サービス業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
G	情報通信業 37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	O	教育、学習支援業 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
H	運輸業、郵便業 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）	P	医療、福祉 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
		Q	複合サービス事業 86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
		R	サービス業（他に分類されないもの） 88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
		S	公務 97 国家公務 98 地方公務
		T	分類不能 99 分類不能の産業

2. 発表部門の区分ガイド

区分の考え方

事務・販売・サービス部門は、主にコトづくり（形のないもの）を対象としている業務。

製造・技術・品証部門は、モノづくり（かたちのあるもの）を対象としている業務。

業務の区分例として表・2 を示す。

なお、区分の判断は、所属する部門によるものではなく、サークルの業務内容とサークルの取り組みんだテーマによって判断（区分）される。

表・2 製造業・建設業・電気・ガス・熱供給・水道業における部門の区分ガイド（業務内容の例示）

部門	事務・販売・サービス 部門の業務内容例	製造・技術・品証 部門の業務内容例
製造	生産管理・調整	加工，組立，塗装，包装， 加工装置・設備の運転・管理， 部品・材料・素材の製品ラインへの 供給・運搬・投入（工場内・施設内など）
技術	設計・開発・研究（ハード及びソフト） プログラミング	生産技術，設備技術 設備・機器の保守・保全・維持・管理・メンテ ナンス，工事・施工，建設，鉄道や電力などの 大型設備の工事・メンテナンス
品質保証	品質保証，品質監査	品質管理，検査，実験・評価，部品・原材料・ 素材の受け入れ検査
事務・管理	人事，労務，教育・研修，採用，経理，財務， 会計，企画，法務，知財，広報，IR，購買，調達， 資材，受付・秘書，人材育成，厚生，その他庶 務一般	
販売	営業，営業企画，マーケティング，営業サポ ート，販売・セールス，接客・接遇	
サービス他	業務支援・コンサルタント， 運送・運搬（工場間・施設間など），保管， カスタマーサポート，コールセンター， ヘルプデスク， 製品のアフターサービス・メンテナンス	

5. 事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門 QCサークルグランドチャンピオン大会（小集団改善活動） 本部長賞選考のための審査基準

1. 審査項目（カッコ内の点数は、評価配点）

- (1) 改善内容（テーマ選定と目標設定、活動のプロセス、成果の確保）（60 点）
適切なテーマで、組織に貢献する内容のある確かな活動になっているか。
- (2) 活動の継続性・発展性（20 点）
QCサークルの基本理念に即して、活動が継続、発展できるような工夫がなされているか。
- (3) 発表内容の分かり易さ（20 点）
要旨集および発表内容が分かり易く、ロジカルで感銘を受けるような発表か。
- (4) 上記以外の観点（10 点以内）
 - (1) ～ (3) 以外の観点で評価できる点
- (5) (1) ～ (4) 合計で100点以内とする。

2. 審査に当たっての注意事項

- (1) 誠意を持って、公平・公正な評価を行う。所属する支部、企業・組織などに偏った評価をしない。
- (2) 業務一体の中で自己実現を図る活動、個の価値を高め感動を共有する活動、形式にとらわれない、幅広い部門で活用できる活動になっているかという点から評価する。
- (3) 活動の組織への貢献度を重視する。
ただし、成果の大きさだけに惑わされない。改善のプロセスを重視する。
- (4) 継続的にチームを編成して活動する形態が必ずしも適さないというJHS職場の特性に十分配慮する。
- (5) 製造部門・製造業との違いを理解し、製造部門・製造業の活動の視点をそのままJHSに当てはめることのないよう配慮すること。
- (6) 発表のパフォーマンスに惑わされない。発表のための発表になっていないか、説明資料は脚色・演出し過ぎていないか、凝り過ぎていないか、発表方法はオーバーではないか、分かり易いか、という点から評価する。
- (7) 更に詳細な着眼ポイントについては、別紙「事務・販売・サービス〔含む、医療・福祉〕部門 QCサークルグランドチャンピオン大会本部長賞審査着眼ポイント」を参照。

改 廃

この審査基準の改廃は、QCサークル委員会において審議・決定する。

付 則

この審査基準の改定は、2025年（令和7年）3月1日から施行する。

2023 年（令和 5 年）3月1日改定

2025 年（令和 7 年）3月1日改定

事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門 QC サークルグランドチャンピオン大会
本部長賞審査着眼ポイント

No.	項 目	評価のポイント（着眼点）	配点
1	テーマ選定と目標設定	① サークル全員の問題意識が共有化されているか。 ② テーマ選定の理由・背景を明確にしているか。 お客様ニーズや職場の問題・課題、職場の困りごと、 上司方針などが検討され、整合性のあるものになっているか。 ③ 挑戦的な目標となっているか。 ④ 目標値の背景（根拠）は示されているか。	15 点
2	活動のプロセス	① 活動のプロセスは理にかなったステップを踏んで進められているか。 ② 数値化への工夫、グラフの活用などデータを活かす工夫がされているか。 ③ アイデアを活かし、対策を多角的に検討して、最適なものを導き、実施しているか。 ④ 活動期間は適切か。 ⑤ 情報の収集と共有に努めているか。 ⑥ 固有技術や技能を活かした活動になっているか。 ⑦ 要因解析は、事実を確認しているか。	30 点
3	成果の確保 （有形・無形効果）	① 目標をクリアし、期待する成果を上げているか。 ② 職場・企業、社会やお客様への貢献度は高いか（環境への配慮を含む）。 ③ 社内標準への展開がなされ、仕組みに落とし込んでいるか（展開の範囲を見る）。	15 点
4	活動の継続性・発展性	〈個の成長と活動の継続性・発展性〉 サークル・個の成長と活動の継続性・発展性を目指した活動になっているか。 ① サークルメンバーの技術や能力は向上したか。 ② チームワークは良くなったか。 ③ サークルメンバーは達成感（自己実現）を味わっているか。 〈活動の進め方の工夫〉 QC サークルの基本理念をよく理解し、その具現化に向けて参考になる活動となっているか。 ① 職場を取り巻く環境変化（人員構成や雇用形態、組織編成の変化など）へ対応すべく工夫や努力を行っているか。 ② サークルの編成、会合の開き方、勤務時間や年齢差への対応など永続的な活動への工夫・努力を行っているか。	20 点
5	発表内容の分かり易さ	① 要旨集及び発表内容は、現実をしっかりと捉え、理論的で分かり易いか。 ② 簡潔で要点を明確にした発表であったか。 ③ 業務内容や専門用語・専門技術は、分かり易く説明されているか。	20 点
6	上記以外の観点	評価項目 1～5 以外に、「多様性」「新規・新奇性」「先進的取組み」といった点で特筆すべき活動や対策があれば評価する。 ※評価する場合は、その理由を明記すること。	(10 点以内)
合 計 点			100 点

注1：No.1, 2, 3 は合計 60 点の範囲で配点を移動してもよい。

注2：合計点は、100点を超えることはない。

6. 本部長賞を授与する大会における発表・審査に関する申し合わせ事項

1. 発表方法

1-1. 全体

業務内容・専門用語・専門技術・略号（含む社内用語）などについて分かり易く説明すること。

1-2. 運営事例（全日本選抜QCサークル大会）について

- (1) 体験事例発表で、“○○の時代～□□の時代”といった表現方法にこだわらないこと。
- (2) 運営の工夫、個の成長と活動の継続性などを述べるにあたり、3年程度、あるいは、それ以下の期間の活動・運営例でも差し支えなく、あまりに長い期間の経緯はできる限り避けるよう努めること。

2. 要旨集の作成方法

- (1) 業務内容・専門用語・略号などについて分かり易く説明すること。
- (2) 読み易い文字のサイズや図表の大きさにも配慮し、読み手が理解し易いようにすること。

3. 審査と表彰

(1) 審査委員の構成

本部正・副幹事長が必要と認めた場合には、専門分野の有識者を審査委員として加えることができる。

(2) 審査委員打合せ会

発表会の前日に審査委員打合せ会を開催し、審査上の留意点、注目ポイントなどの擦り合わせを行う。

打合せ会に先立ち、審査委員は「QCサークル本部長賞規定」第6条（3）項ならびに第10条（4）項、「QCサークル本部長賞（事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門）規定」第6条（3）項、第10条（4）項に基づいて提出された書類を熟読し、「意見記入用紙」をQCサークル本部に提出する。

(3) 審査委員長賞の選出

サークル事例内容に目立った特色（良い点）があり、今後の活動に期待できるポイントがあれば、審査委員長である本部幹事長に判断を委ね、表彰状を授与する。

4. 選考理由の公表

「最優秀賞」「運営特別賞」「改善特別賞」および、「審査委員長賞」には、選考に至った理由を審査結果発表の際に説明して、高く評価するとともに、他の範とする。

5. 出場サークルへのコメント

発表会終了後、選考結果にかかわらず、出場サークルには、良かった点と、更に良くするためのコメントを個別に伝える。

改 廃

この申し合わせ事項の改廃は、QCサークル委員会において審議・決定する。

付 則

この申し合わせ事項の改定は、2025年（令和7年）3月1日から施行する。

2007年（平成19年）5月15日 制定

2010年（平成22年）1月14日一部改定

2012年（平成24年）3月6日一部改定

2013年（平成25年）3月1日一部改定

2015年（平成27年）8月7日一部改定

2018年（平成30年）8月3日一部改定

2022年（令和4年）8月3日一部改定

2023年（令和5年）9月1日一部改定 事務・販売・サービス〔含む医療・福祉〕部門全日本選抜QC
サークル大会（小集団改善活動）に関する箇所を削除

2025年（令和7年）3月1日一部改正